古文書解読にチャレンジ！ その5

くずし字をみて、マス目をうめてみましょう。マスの下か右側にヒントが書かれています。

※解答は受付でおわたししています。

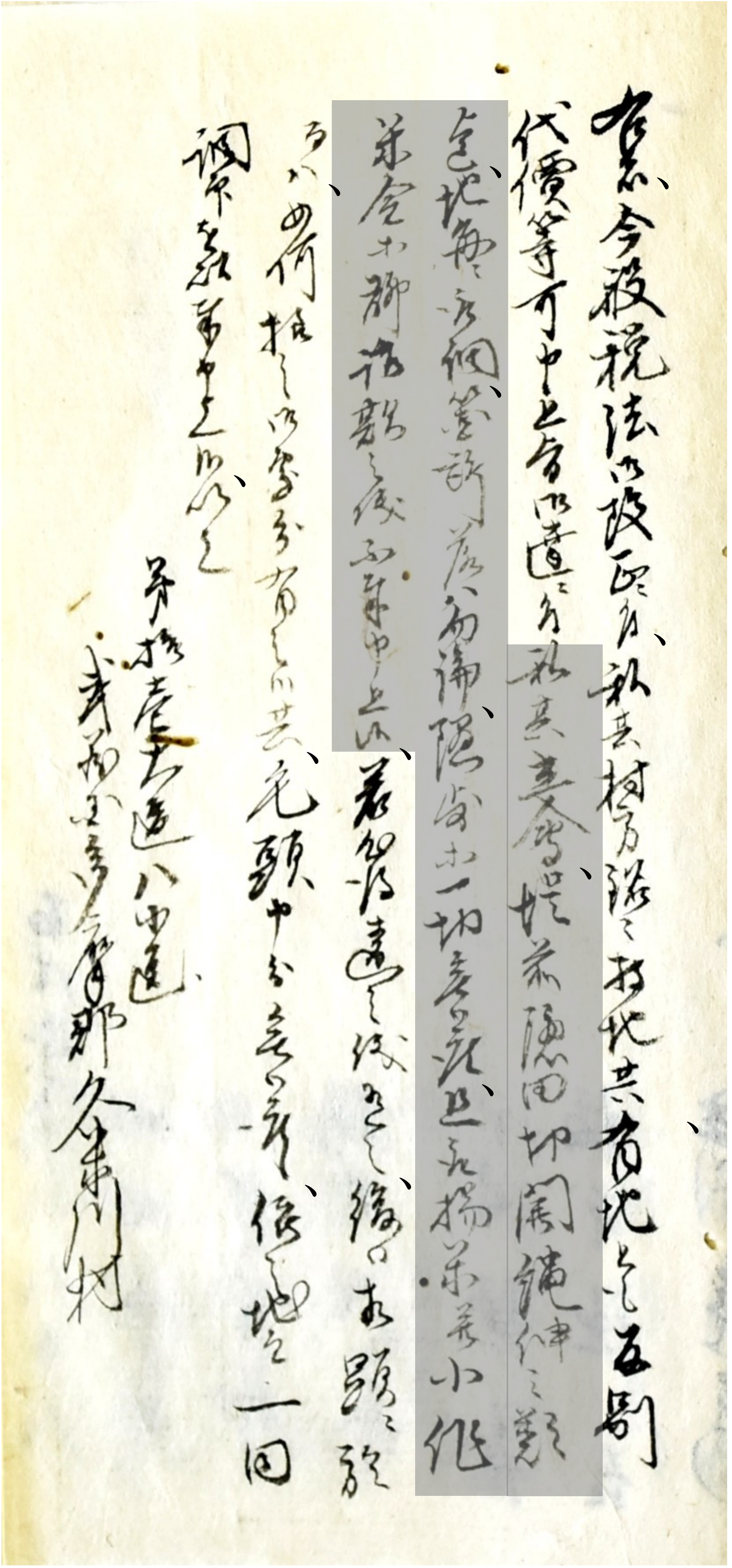

□者、□□□□□□□二付、□□□□□□□□・□□□とも□□■

「は」 このたび 地租改正のこと 「につき」 それぞれ 面積

□□□□㆓□□㆒旨、□□□□、私共立会、堤前・隠田・切開・縄伸之類■■

「もうしあげるべきむね」 命令 「たぐい」

迄、地毎ニ取調、箇所落ハ勿論、隠歩等一切無㆓御座㆒、且取揚米并小作

「かしょおち は もちろん」 「ござなく」 「かつ」 「ならびに」

米金等聊詐欺之儀不㆓㆑奉申上㆒候、□□□□□儀□㆑□、□□□□□□

「いささか（も）」 「もうしあげたてまつらず」 「もし」 まちがったこと 「これあり」 「ごにち」 「あらわれ」 「おい（て）」

而ハ、□□□□□□□□㆑□□□、□□□□□㆓□□㆒□、□㆑□□□□□

「ては」 どのような 処罰 すこしも 言い訳 「これによ」 土地所有者

□□□□□㆓□□㆒候、□□■■■■■■■■■■■■■■■■■

確認印 「もって もうしあげたてまつり」

（文書の作成者）東村山市域久米川村の
明治五年当時の神奈川県下の所属が書かれています。

■■■■■■■■■■第□□□区□□□■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■■■□□□□□□□□□□■■■■■

地租改正事業は、明治六年地租改正法交付、明治八年地租改正事務局設置を経て、その調査や地券の発行が開始され、本格化します。

この文書は、明治九年、久米川村の土地の等級（ランク）と面積とを一筆ごとにまとめた冊子です。神奈川県は面積と地価を確認することを目的として村ごとのとりまとめを村役人に要請しました。今回の箇所はその資料の末尾の文面で、どのような土地について、どのように調査を行ったかが記されています。

地租改正は全国の税制統一のためにはじまりましたが、実際の調査方法は県に任され、実務をおったのは地方村々でした。

【用語紹介】

隠田（おんでん、かくしだ）…ひそかに耕作していた土地。

縄伸（なわのび）…土地を測る検地において、使用する目盛りを書いた縄が徐々に伸びてしまい、計測した数値が実際の面積よりも小さくなってしまうこと。ここではそうした土地のこと。

取揚米（とりあげまい）…取上地とは裁判などで所有者から取り上げられた土地のことで、ここではそれらから得た収益を指していると考えられる。

小作米金（こさくまいきん）…小作料として徴収する米金のこと。

明治九年九月「地券等級部分反別合簿」（桜井家文書）